

船橋市立高根東小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

- いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。(いじめ防止対策推進法3条の1)
- 全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。(いじめ防止対策推進法3条の2)
- いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。(いじめ防止対策推進法3条の3)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。(いじめ防止対策推進法第2条)

※一定の人間関係

…家庭、学級、学校や部活動などや、学校外の塾、スポーツクラブ、その子が関わっている仲間や集団など、全ての人間関係

※心理的又は物理的な影響を与える行為

…身体的な影響の他、金品をたかられる、物品を隠される、いやなことを無理矢理させられる

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。いじめあるいはいじめと思われる行為を見つけた場合、速やかに教職員及び保護者に知らせる。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対応し、さらにその再発防止に努める。また、教師の不適切な発言(差別的発言や児童を傷つける発言)や体罰がいじめを助長する可能性があることを全職員が認識し、自己の指導方法を常に振り返り、向上させていく。

(保護者の責務)

児童の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導等を行う。また、日頃から児童の様子の変化に注意深く観察し、児童がいじめを受けた場合、あるいはその疑いがある場合について、児童の心身の寄り添い、学校や関係機関と連携し解決していく。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの未然防止について

①人権教育を意識した教育活動の充実

- ・暴力や暴言を認めず、児童が安心して学校生活を送ることができるように日々の指導を行う。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ・児童に対する教師の受容的・共感的態度により、子ども一人一人の良さが発揮され、児童が互いを認め合う集団をつくる。
- ・規範意識を持ち、責任ある行動を取れるよう、学級での係活動、清掃、高学年児童による委員会活動等の充実を図る。
- ・教職員による児童に対しての不適切な発言や体罰などはいじめを助長するものであり、絶対に行わない。

②道徳教育を通じた豊かな人間性の育成

- ・児童の人権意識を高め、豊かな情操と道徳心を培うため、全ての学校教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・命の大切さについての指導を行い、「いじめをしてはいけない」という認識を強く持たせる。
- ・自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を年間計画に位置づけ、いじめをゆるさない心情を深める授業を工夫する。

③授業における生徒指導の充実

- ・発言や集団への関わりに消極的な児童に対する適切な支援を行い、満足感や達成感、連帯感をもてるようにする。
- ・いじめの背景にあるストレスの要因に着目し、これらに対処できる力を育てるとともに、児童一人一人に自己存在感を持たせる場面などを意識的に計画し、自己有用感を高めるための学習活動を行う。
- ・学習活動への参加意欲をもてるよう、「分かる」「楽しい」授業展開をすることを心がける。

④児童会活動の工夫

- ・児童が主体となって、自らいじめの未然防止と解決に取り組めるよう、児童会活動を工夫する。
(例) 朝の挨拶運動、「いじめゼロ宣言」、いじめ防止啓発の標語募集など

⑤情報モラル教育の充実

- ・パソコンやスマートフォンを活用し、SNS 等で誹謗中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないことを、児童へ学級活動や集会の場などで指導する。
- ・保護者に対して、保護者会や手紙を通じて児童がパソコンやスマートフォンを使用する際の危険性について知らせ、家庭での管理について注意喚起を促す。

⑥保護者との連携と取り組みに対する評価の実施

- ・いじめ未然防止やいじめ早期発見の推進のために、いじめ防止対策推進基本方針を学校のホームページに掲載するとともに、家庭への資料の提供や相談窓口の周知などに努める。
- ・いじめアンケートの実施について、学校便り等で家庭への周知をする。
- ・いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの早期発見に関する取り組みに関すること、いじめを防止するための取り組みに関することの2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

(2) いじめの早期発見について

①いじめの基本認識を全職員で共通理解する。

- ・いじめは人間として決して許される行為ではない。
- ・いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得るものである。
- ・いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ・いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは、家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むことが必要である。

②早期発見に向けた取り組み

- ・児童に対する定期的なアンケート調査を年3回（7月、12月、3月）、それ以外の月末には簡易的なアンケートを実施し、いじめの実態調査に努める。

- ・全職員が児童との関わりを大切に、様々な児童のサインを見逃さないよう情報共有をする。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- ・教育相談週間を設け、全校児童が担任をはじめとする教師と日頃の学校生活などについて面談をし、いじめの早期発見に努めるとともに、より充実した学校生活が送れるよう支援する。

3 いじめに対する措置

(1) 組織の設置

いじめの防止を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

<構成員> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、道徳主任、養護教諭、専科、SC

<活動> 年間計画の立案、アンケート調査、教育相談の推進、児童がいじめに対する理解を深めるための活動など。

<開催> 月1回を定例(生徒指導部会をこれに充てる)とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。年間3回、生徒指導報告会を実施し、全職員で情報共有を図る。

(2) いじめを認知した場合の対応

いじめを認知した職員は直ちに教頭、学年主任、生徒指導主任へ報告する。報告を受けた事案は、いじめ防止対策委員会へ報告し、必要に応じて緊急対応会議を随時行い、情報を共有の上、組織としての対応をする。その際には、一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導をしていくことに留意する。また、必要に応じて警察や児童相談所など関係機関等と速やかに連絡をとる。

① 対応の流れ

○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から聴き取り、記録する。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。

○指導体制、指導方針の決定

- ・対応する教職員の役割分担
- ・すべての教職員の共通理解

○児童への指導・支援

- ・いじめを受けた児童を保護し、学校生活を送る上での心配や不安を取り除く。
- ・いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を最優先に行う。
- ・いじめを行った児童に対し、いじめは基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではないことを理解させる。その際、いじめに及んだ背景について理解し、いじめを行った児童に対しても心のケアを行っていく。
- ・傍観者の立場にある児童生徒には、いじめに加担する行為であることを理解させ、再発を防ぐ指導を行う。

○今後の対応についての検討

- ・継続的に指導や支援を行う。

② 保護者との連携

○いじめを受けた児童の保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で速やかに連絡し、把握した事実を正確に伝える。
- ・ いじめを受けた児童を徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を話す。
- ・ 保護者から児童の様子等について情報を交換し、経過観察を行う。
- ・ 児童への指導後も経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

○いじめを行った児童の保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で速やかに連絡し、把握した事実を正確に伝える。
- ・ 指導の経過と児童の様子を伝え、指導に対する理解を求める。

(3) 重大事態への対応

重大事態について（いじめ防止対策推進法第28条）

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※重大な被害については、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが考えられる。

さらに、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったとの申し立てがあった場合、その時点で学校が、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態にはあたらない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、適切に対応しなければならない。

上記の事態が認知された場合は、千葉県いじめ防止対策推進条例に従って迅速かつ適切な組織的対応を行い、必要な報告・調査を行う。

4 年間計画

	○児童の活動 □教職員の活動 ☆保護者との連携および啓発に関する活動
通年	<input type="checkbox"/> 道徳教育の充実 <input type="checkbox"/> ○学校のきまり、生活目標を意識した学校生活の指導 <input type="checkbox"/> 学級における係活動、当番活動、清掃活動 <input type="checkbox"/> ○委員会活動、児童会活動 <input type="checkbox"/> ○異学年交流活動（兄弟学級） <input type="checkbox"/> ○いのちを大切にするキャンペーン（6月以降） <input type="checkbox"/> ○学校生活アンケート <input type="checkbox"/> ☆教育相談窓口の設置および周知 <input type="checkbox"/> □定例生徒指導部会の開催
4月	<input type="checkbox"/> いじめ防止対策推進基本方針検討 <input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> 児童会活動・行事を通じた人間関係づくり（始業式、入学式） ☆いじめ防止対策推進基本方針 配布 <input type="checkbox"/> ○SOS の出し方に関する教育
5月	<input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> 児童会活動・行事を通じた人間関係づくり（運動会） <input type="checkbox"/> ○いのちを大切にするキャンペーン（児童による標語募集） <input type="checkbox"/> ○いじめゼロ宣言
6月	<input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> 児童会活動・行事を通じた人間関係づくり（一宮宿泊学習5年、芸術鑑賞教室）
7月	<input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> 児童会活動・行事を通じた人間関係づくり <input type="checkbox"/> ○ケータイ・スマホ安全教室の実施（5、6年） <input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> いじめアンケート ☆個人面談
8月	
9月	<input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> 児童会活動・行事を通じた人間関係づくり（修学旅行6年、校外学習）
10月	<input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> 児童会活動・行事を通じた人間関係づくり（校外学習・うたごえ集会） <input type="checkbox"/> ○人権教室（4年）
11月	<input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> 児童会活動・行事を通じた人間関係づくり（校外学習）
12月	<input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> いじめアンケート <input type="checkbox"/> □☆学校評価の実施
1月	<input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> 児童会活動・行事を通じた人間関係づくり（幼保小交流会1年）
2月	<input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> 児童会活動・行事を通じた人間関係づくり（6年生を送る会）
3月	<input type="checkbox"/> ○卒業、進級に向けた学年のまとめ <input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> いじめアンケート